

第 5 0 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中 1 1 1 の項を 1 1 4 の項とし、1 0 1 の項から 1 1 0 の項までを 3 項ずつ繰り下げ、同表 1 0 0 の項中「第 1 1 条の 4 第 1 項」を「第 1 1 条の 3 第 1 項」に改め、同項を同表 1 0 3 の項とし、同表中 9 9 の項を 1 0 2 の項とし、9 4 の項から 9 8 の項までを 3 項ずつ繰り下げ、同表 9 3 の項中「に基づく 1 敷地内認定建築物又は 1 敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「に基づく建築物の新築又は増築等」に、「1 敷地内認定建築物又は 1 敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、「（1 敷地内認定建築物又は 1 敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同表 9 6 の項とし、同表 9 2 の項中「1 敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に、「1 敷地内認定建築物以外の建築物の認定申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料」に改め、「（1 敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同表 9 5 の項とし、同表 9 1 の項を同表 9 4 の項とし、同表 9 0 の項中「建築される」を「において建築等をする」に改め、同項を同表 9 3 の項とし、同表 8 9 の項を同表 9 2 の項とし、同表 8 8 の項中「建築される」を「において建築等をする」に改め、同項を同表 9 1 の項とし、同表中 8 7 の項を 9 0 の項と

し、68の項から86の項までを3項ずつ繰り下げ、同表67の項中「第58条」を「第58条第1項」に、「高度地区内」を「高度地区」に改め、同項を同表69の項とし、同項の次に次の1項を加える。

70	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
----	---	--------------------------	-------	------	---------

別表第5中66の項を68の項とし、65の項を67の項とし、同表64の項中「第55条第3項」を「第55条第4項」に改め、同項を同表66の項とし、同項の前に次の1項を加える。

65	建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
----	---	------------------	-------	------	---------

別表第5中63の項を64の項とし、59の項から62の項までを1項ずつ繰り下げ、58の項の次に次の1項を加える。

59	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき	2万8,000円	認定申請のとき
----	---	-------------------	-------	----------	---------

別表第6中

「

ア 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの	4,700円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	9,400円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万6,000円

	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	2万7,000円	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	4万5,000円	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	8万2,000円	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	13万1,000円	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	17万円	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	18万5,000円	
イ 1の建築物の申請の場合	(ア) 住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)	建築物の総戸数が1戸のもの	4,700円
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	9,400円
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万6,000円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	2万7,000円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	4万5,000円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	8万2,000円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	13万1,000円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	17万円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	18万5,000円
		(イ) 共用廊下等の部分(住宅の用途)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万6,000円

を

に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	8万円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	12万6,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	16万円
(ウ) 非住宅の部分(住戸の部分及び共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	20万円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万6,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	8万円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	12万6,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	16万円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	20万円

「

ア 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）	建築物の総戸数が1戸のもの	4,700円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	9,400円
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万6,000円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	2万7,000円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	4万5,000円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	8万2,000円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	13万1,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	17万円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	18万5,000円
イ 共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万6,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	8万円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	12万6,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	16万円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	20万円
ウ 非住宅の部分（住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万6,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	8万円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	12万6,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	16万円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	20万円

」

に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準をいう。以下この表において」を「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下」に、「イ 共用廊下等の部分」を「イ 共用部分」に、

「

ア 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの	3,300円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万1,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	1万9,000円
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	3万2,000円

		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	5万8,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	9万3,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	12万2,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	13万4,000円
イ 1の建築物の申請の場合	(ア) 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	3,300円
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万1,000円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	1万9,000円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	3万2,000円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	5万8,000円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	9万3,000円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	12万2,000円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	13万4,000円
	(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万1,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1万8,000円

を

	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	5万6,000円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	8万8,000円
	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	11万2,000円
	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	14万円
(ウ) 非住宅 の部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	6,500円
	当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	1万1,000円
	当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	1万8,000円
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	5万6,000円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	8万8,000円
	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	11万2,000円
	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを	14万円

	超えるもの	
--	-------	--

「

ア 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	3,300円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万1,000円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	1万9,000円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	3万2,000円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	5万8,000円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	9万3,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	12万2,000円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	13万4,000円
	イ 共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		1万1,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		1万8,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		5万6,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		8万8,000円

」

	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え25,000平方メー トル以内のもの	11万2,000円
	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるもの	14万円
ウ 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以内の もの	6,500円
	当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内 のもの	1万1,000円
	当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以 内のもの	1万8,000円
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超 え5,000平方メートル以 内のもの	5万6,000円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超 え10,000平方メートル 以内のもの	8万8,000円
	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え25,000平方メー トル以内のもの	11万2,000円
	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるもの	14万円

」

に改める。

別表第7中

「

(ア) 住戸ごとの申請の場 合	住戸の床面積の合計が30 0平方メートル未満のもの	9,700円
--------------------	------------------------------	--------

」

		住戸の床面積の合計が3000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万1,000円
		住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	4万6,000円
		住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	8万1,000円
(イ) 1 の建築 物の場 合	住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万1,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	4万6,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	8万1,000円
	非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万6,700円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	2万7,100円

を

	のもの	
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	8万400円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満の もの	12万8,000円
	当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上2万 5,000平方メートル未満 のもの	16万1,000円
	当該部分の床面積の合計が 2万5,000平方メートル 以上のもの	20万1,000円

」

「

住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満の もの	9,700円
	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満の もの	2万1,000円
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	4万6,000円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 のもの	8万1,000円
非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満の もの	9,700円

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1, 000平方メートル未満の もの	1万6,700円	に、
当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	2万7,100円	
当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	8万400円	
当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満のも の	12万8,000円	
当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上2万 5,000平方メートル未満 のもの	16万1,000円	
当該部分の床面積の合計が 2万5,000平方メートル 以上のもの	20万1,000円	

」

「

(ア) 住戸ごとの申請の場 合	住戸の床面積の合計が30 0平方メートル未満のもの	6,900円
	住戸の床面積の合計が30 0平方メートル以上2,00 0平方メートル未満のもの	1万5,000円
	住戸の床面積の合計が2,0 00平方メートル以上5,0 00平方メートル未満のも の	3万2,000円

		住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	5万7,000円
(イ) 1 の建築 物の場 合	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1万5,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	3万2,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	5万7,000円
	非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万1,800円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1万9,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	5万6,400円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	9万円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	

を

	の	
	当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上2万 5,000平方メートル未満 のもの	11万3,000円
	当該部分の床面積の合計が 2万5,000平方メートル 以上のもの	14万1,000円

」

「

住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満の もの	6,900円
	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満の もの	1万5,000円
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	3万2,000円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 のもの	5万7,000円
非住宅部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル未満の もの	6,900円
	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1, 000平方メートル未満の もの	1万1,800円
	当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	1万9,100円

当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	5万6,400円
当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満の もの	9万円
当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上2万 5,000平方メートル未満 のもの	11万3,000円
当該部分の床面積の合計が 2万5,000平方メートル 以上のもの	14万1,000円

」

に改め、「同号ロ（3）に定める基準をいう。以下同じ。）」の次に「又は誘導仕様基準」を加え、

「仕様基準による場合」を「仕様基準又は誘導仕様基準による場合」に改め、同表

備考14中「向上計画認定申請手数料等」の次に「（誘導仕様基準以外による場合に限る。）」を加え、同表備考15中「（仕様基準）」の次に「又は誘導仕様基準」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

都市の低炭素化の促進に関する法律等の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。